

# 消費税の軽減税率について①

## 1. 軽減税率制度について（平成28年度税制改正大綱（抜粋））

- 平成29年4月に消費税の軽減税率制度を導入する。
- 対象品目及び適用税率
  - 軽減税率の対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食物品、②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞とし、適用税率は8%（国・地方合計）とする。
- 税額計算の方法等
  - 平成33年4月にインボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それまでの間は簡素な方法として「区分記載請求書等保存方式」とするとともに、複数税率に対応した区分経理が困難な中小企業者や、システム整備が間に合わない事業者等もいることも想定し、税額計算の特例を創設する。
- 軽減税率の円滑な導入・運用のための検証、仕組み
  - 軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないよう、以下の通り、政府・与党が一体となって万全の準備を進める。
  - ①政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講じる。
  - ②軽減税率制度の導入後3年以内を目的に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。

## 2. 軽減税率導入のスケジュール（想定含む）

平成27年	12月16日	平成28年度与党税制改正大綱取りまとめ
	12月24日	平成28年度税制改正大綱 閣議決定
平成28年	1月以降	通常国会に平成28年度税制改正法案提出
	4月～順次？	政省令、ガイドライン、Q&A等公表
平成29年	4月1日	消費税率10%への引き上げ 酒・外食除く飲食物品及び新聞を対象に軽減税率の導入
平成30年	3月31日	仕入税額計算の特例終了
平成33年	3月31日	区分記載請求書等保存方式の終了
	4月1日	適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入

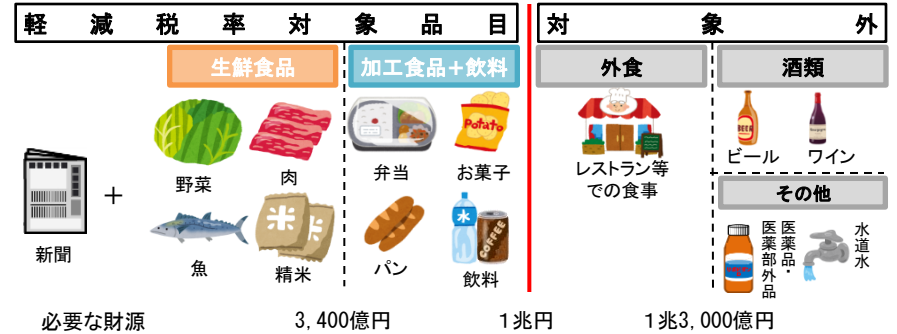
## 3. 軽減税率の円滑な導入に向けた政府の支援策

- 小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援（平成27年度予備費 995.8 億円）
    - 複数税率対応に向けた①レジ購入費用、②受発注システムの改修等費用を補助。
    - ①補助率 2/3 補助上限額 20万円（商品マスタ付きレジは40万円）
    - ②補助率 2/3 補助上限額 小売事業者 1000万円  
卸売事業者等 150万円 等
  - 消費税軽減税率対応窓口相談等事業（平成27年度補正予算案 170.0 億円）
    - 講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣によるきめ細かいサポートやパンフレット等での周知等。
    - 全国514商工会議所に相談窓口を設置予定（商工会議所分の予算額は未定）
- （平成28年1月15日現在、制度設計中のため変更の可能性有）

## 4. 対象品目の線引きについて

### ○軽減税率の対象品目

・酒類・外食を除く飲食物品＋週2回以上発行で定期購読される新聞



### ○外食の定義

その場で飲食させるサービスの提供（「食事の提供」）を行う事業者が、テーブル、椅子などの①その場で飲食させるための設備（「飲食設備」）を設置した場所で行う②「食事の提供」その他これに類するもの<sup>（注）</sup>

（注）「その他これに類するもの」：相手方の注文に応じて指定された場所で調理等を行うこと（「ケータリング・出張料理」）

※店側の提供意図によって、持ち帰りと店内飲食を区別する。（例：客の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを客が店内で飲食した場合にも軽減税率の対象となる。）

### 軽減税率（外食にあたらない）

（テイクアウト・持ち帰り・宅配）

- 飲食設備の設置がないもの  
牛丼屋などのテイクアウト  
そば屋の出前  
ピザの宅配  
屋台での軽食  
（テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）  
寿司屋のお土産
- 「食事の提供」に当たらないもの  
コンビニの弁当・惣菜  
（イートイン・コーナーがある場合でもお弁当など持ち帰り可能な状態で販売される場合は「軽減対象」）

### 標準税率（外食）

（外食・イートイン）

牛丼屋などでの店内飲食  
そば屋での店内飲食  
ピザ屋での店内飲食  
フードコートでの飲食  
寿司屋での店内飲食

コンビニのイートイン・コーナーでの飲食を前提に提供されるもの  
（例：トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品）  
ケータリング・出張料理

### 残された課題

- ✓ セット商品の取扱い（一定金額以下で、主たる部分が飲食物品の場合は軽減税率の対象）
- ✓ 食料品と雑貨があるカタログギフトの取扱い
- ✓ 安定的な恒久財源の確保 等



花束と果物のセット



カタログギフトの取扱い

# 消費税の軽減税率について②

## 5. 経理方式・インボイス制度について

### 5-1. 区分記載請求書等保存方式<H29.4.1~H33.3.31>

- ・税額計算の方法は税込み価格を税率ごとに割り戻して計算する現行の方法を維持
- ・請求書に①軽減税率の対象品目である旨と、②税率毎に合計した対価の額を加える（請求書の交付を受けた事業者による追記も可）
- ・請求書の発行義務（及び発行した請求書等の写しの保存義務）を課さない（罰則なし）

#### <税額の区分経理の特例>

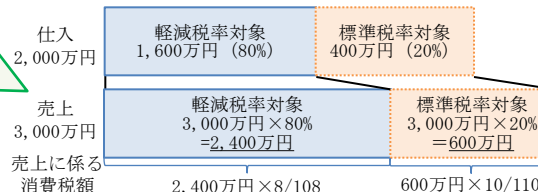
##### 【①売上を区分できない場合】

- (対象事業者)
- A) 課税売上高5千万円以下の中小事業者
  - B) A)以外の事業者も1年間に限り選択可能
- (特例選択可能期間)
- ・4年間(上記A)以外の事業者は1年間)

##### (特例計算方法)

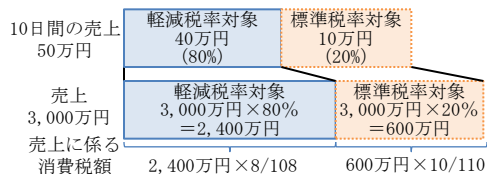
ア) 仕入を区分できる卸売・小売事業者: 仕入総額に占める軽減税率対象の仕入の割合を売上高に掛けて、軽減税率対象の売上高を算出

仕入額(2,000万円)に占める割合が、軽減税率対象: 1,600万円(80%)  
標準税率対象: 400万円(20%) の場合  
年間売上高3,000万円を軽減対象の仕入額の割合を乗じて計算



イ) ア)以外の事業者: 連続した10日間の営業日における軽減税率対象の売上高の割合から、軽減税率対象の売上高を算出

連続した10日間の売上高(50万円)の割合が、軽減税率対象: 40万円(80%)  
標準税率対象: 10万円(20%) の場合  
年間売上高3,000万円を右図のようにみなして計算



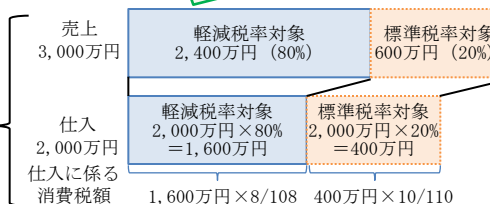
ウ) 上記が難しい場合: 100分の50を売上高に乗じて、軽減税率対象の売上高を算出

##### 【②仕入を区分できない場合】

- (対象事業者) 全事業者  
(特例選択可能期間) 1年間  
(特例計算方法)

ア) 売上を区分できる卸売・小売事業者: 売上総額に占める軽減税率対象の売上の割合を仕入高に掛けて、軽減税率対象の仕入高を算出

イ) 売上の区分が困難な事業者: 簡易課税の事後選択(中小事業者以外は1年目のみ簡易課税の準用・事後選択)を可能とする。



### 5-2. 適格請求書等保存方式(インボイス制度) <H33.4.1~(登録はH31.4.1~)>

- ・事業者から求められた場合、「適格請求書」の交付・保存を義務づけ、偽りの交付行為には罰則を設ける
- ・買手は「適格請求書」の保存を仕入税額控除の要件とする
- ・免税事業者は「適格請求書」を交付できない
- ・売上税額、仕入税額の計算は、消費税額の「積上げ計算」と、現行の「割戻し計算」を選択できる。ただし、売上税額を積上げ計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」しなければならない
- ・不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシーなどの事業者は、「適格請求書」の記載事項を簡易なものとする事ができる(「適格簡易請求書」)

#### ○適格請求書、適格簡易請求書の記載事項

適格請求書	適格簡易請求書
① 発行者の氏名または名称	発行者の氏名または名称
② 登録番号	登録番号
③ 取引年月日	取引年月日
④ 取引の内容(軽減税率対象品目である場合はその旨の記載)	取引の内容 (軽減税率対象品目である場合はその旨)
⑤ 適用税率別の対価の額の合計額 および適用税率・消費税額等	適用税率別の対価の額の合計額 適用税率別の消費税額等または適用税率
⑥ 交付を受ける事業者の氏名または名称	

<免税事業者に対する経過措置>  
・免税事業者からの仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。

売上高(3,000万円)に占める割合が、軽減税率対象: 2,400万円(80%)  
標準税率対象: 600万円(20%) の場合  
年間仕入額2,000万円を軽減対象の仕入額の割合を乗じて計算

#### ⑥ 交付を受ける事業者の氏名又は名称

○× 食堂 様

#### 請求書

発行日: 平成33年4月25日

今回ご請求額 15,340円

① 発行者の氏名または名称 ○○ストアー  
東京都△△区◆◆町1-2-3  
TEL: 03-1234-xxxx

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
4/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
4/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
③ 取引年月日			
	④ 取引の内容 (軽減税率対象品目である場合はその旨の記載)	合計	14,100
		消費税	1,240
		10%税率対象合計	5,600
		消費税	560
		8%税率対象合計	8,500
		消費税	680

注) ※は軽減税率(8%)適用商品

② 登録番号 XXX-XXXX